

平成31年度
バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業
手続きの手引き

(平成31年4月15日)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10F

TEL：03-5990-5066

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/bus-stop/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9:00～17:00

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

I	はじめに	2
II	手続きについて	3
1	手続きの流れ	3
2	助成金申請に関する注意事項	4
3	用語の定義（助成金交付要綱第2条参照）	4
4	助成対象者（助成金交付要綱第3条参照）	4
5	助成対象事業（助成金交付要綱第4条参照）	5
6	助成対象設備（助成金交付要綱第5条参照）	6
7	助成対象経費（助成金交付要綱第6条参照）	6
8	助成金の額（助成金交付要綱第7条参照）	7
9	助成金の交付申請（助成金交付要綱第8条参照）	7
10	助成金の交付決定（助成金交付要綱第9条参照）	8
11	助成金交付の条件（助成金交付要綱第10条参照）	8
12	契約等（助成金交付要綱第11条参照）	9
13	助成事業の開始から完了まで（助成金交付要綱第12条から第21条参照）	9
14	助成金の額の確定（助成金交付要綱第22条参照）	11
15	助成金の交付（助成金交付要綱第23条参照）	11
16	交付決定の取消し（助成金交付要綱第24条参照）	11
17	助成金の返還（助成金交付要綱第25条参照）	12
18	違約加算金（助成金交付要綱第26条参照）	12
19	延滞金（助成金交付要綱第27条参照）	12
20	他の助成金等の一時停止（助成金交付要綱第28条参照）	12
21	財産の管理及び処分（処分制限）（助成金交付要綱第29条参照）	13
22	助成事業の経理（助成金交付要綱第30条参照）	13
23	調査、指導・助言（助成金交付要綱第31条・第32条参照）	13
24	個人情報の取り扱い（助成金交付要綱第33条参照）	13
25	申請書類の作成について	15
	別表第1 交付申請に必要な添付書類（交付要綱第8条関係）	17
	別表第2 事業開始時に必要な添付書類（交付要綱第12条関係）	19
	別表第3 実績報告時に必要な提出書類（交付要綱第21条関係）	20
III	記入例	21
	よくあるご質問	35

I はじめに

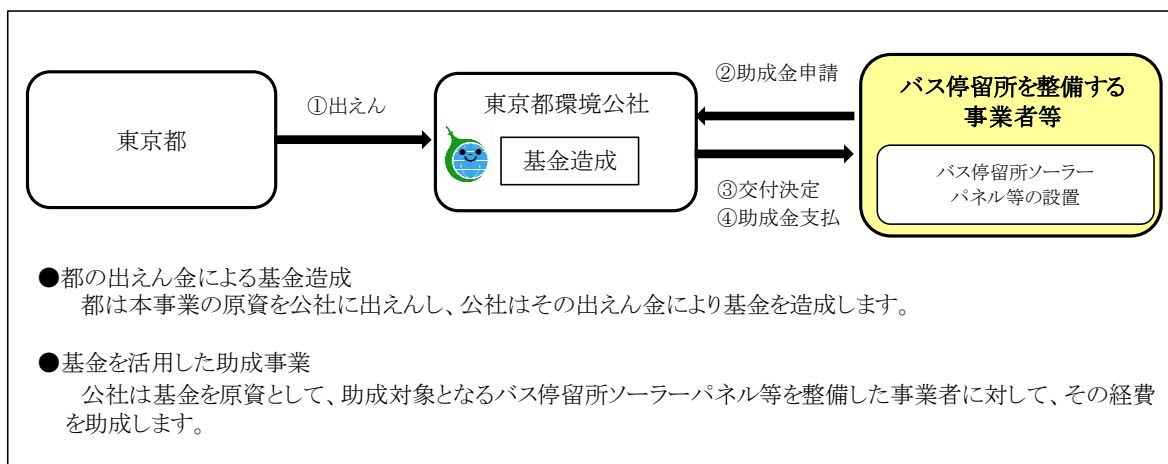
《バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業とは》

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、東京都の委託を受け、都内のバス停留所における太陽光発電システム等の設置を促進することで、再生可能エネルギーに関する都民の理解を深め、その普及につなげることを目的とした事業です。

この事業は、バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業に応募するバス停留所を整備する事業者は、助成金交付要綱の内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》

【事業スキーム】



《事業の流れ》

(1) 都の出えん金による基金造成

都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、公社はこの出えん金により基金を造成します。

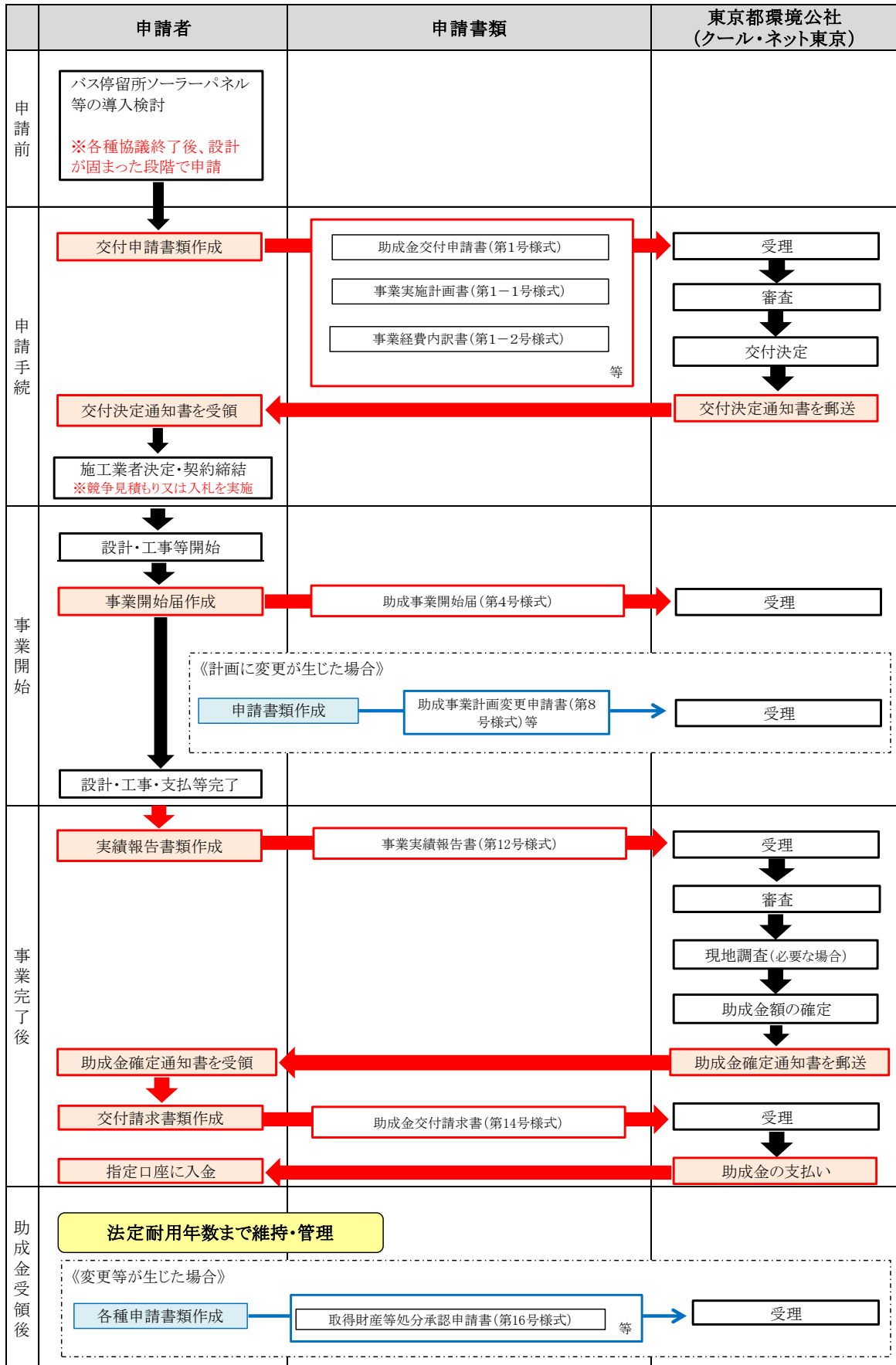
(2) 基金を活用した助成事業

公社は、基金を原資として、都内のバス停留所ソーラーパネル等を設置するバス停留所を整備する事業者等に対して、その経費を助成します。

II 手続きについて

1 手続きの流れ

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業のフロー図



2 助成金申請に関する注意事項

- (1) 助成金の申請は、道路占用、道路使用、電力系統への連系等に係る各種関係法令等の協議が終了し、設計（仕様）が固まった段階で申請して下さい。
- (2) 助成対象外の設備を含んでいるバス停留所ソーラーパネル等については、助成の対象外となる設備の経費の金額や経費区分を明確にして申請するようお願いいたします。また、当該助成対象外経費に係る諸経費等の金額も按分の上、対象外経費とします。
- (3) 発注は複数社以上の競争見積もり若しくは入札により業者を選定してください（発注は交付決定後）。特命指名等による1者指定は認められません。事業開始時に入札経過調書若しくは複数者の見積書の写しを提出していただきます。

3 用語の定義（助成金交付要綱第2条参照）

本事業における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「バス停留所」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業において、路線定期運行を行うバスが利用客の乗降車のため停止する場所をいいます。
- (2) 「公衆無線LAN設備」とは、電波でデータの送受信を行う構内通信網を利用してインターネットへ接続するサービスを公衆向けに提供する設備をいいます。
- (3) 「リース契約」とは、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該助成対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該助成対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該助成対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいいます。
 - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- (4) 「割賦販売」とは、助成対象設備の所有者である売主が、当該助成対象設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該助成対象設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該助成対象設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該助成対象設備を販売することをいいます。
- (5) 「リース事業者」とは、リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、助成対象設備のリース又は販売（以下「リース等」という。）を行う者をいいます。

4 助成対象者（助成金交付要綱第3条参照）

助成金の交付対象となる者は、都内において「5 助成対象事業」を実施する地方公共団体その他の法人若しくは個人又はこれらの者と第5条の助成対象設備に係るリース契約

等を締結したリース事業者です。具体的には、都内のバス停留所を整備する事業者で、次の者が助成対象者となります。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- ② ①との契約等によりバス停留所を設置し所有する者
- ③ ①又は②と助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者

ただし、次に掲げるものを除いたものとします。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- (5) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

5 助成対象事業（助成金交付要綱第4条参照）

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、太陽光発電の普及啓発効果が見込まれる都内のバス停留所において、「6 助成対象設備」の助成対象設備を設置するものであって、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 「6 助成対象設備（1）」の太陽光発電システム及び「6 助成対象設備（2）」の蓄電池を設置すること。
- (2) バス停留所の照明等において、電力系統からの電気よりも太陽光発電システムからの電気を優先的に利用すること。
- (3) 太陽光パネルがバス停留所の利用者から視認できること。なお、これにより難しい場合は、太陽光発電システムからの電気をバス停留所に利用している旨をバス停留所利用者から視認できるように表示すること。

※太陽光発電の普及啓発効果が見込まれる都内のバス停留所

→ 路線内でも利用者の多い停留所へ設置して下さい。

<平成29年度からの変更点>

30年度より、建築物ではないポール型（行燈型、だるま型等）のバス停留所への設置も助成対象となりました。

写真：ポール型バス停の例



6 助成対象設備（助成金交付要綱第5条参照）

助成対象設備は、次のとおりとします。

- (1) 太陽光発電システム（停電時にも電気供給を継続するものに限る。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に基づく認定を受けない設備であるもの。）
- (2) 太陽光発電システムからの電気を夜間や停電時にも利用可能とするための蓄電池
- (3) 発電量を表示する設備等太陽光発電の普及啓発となる設備であって、(1)及び(2)と一体となって整備されるもの
- (4) 携帯電話等の充電設備であって、(1)及び(2)と一体となって整備されるもの
- (5) 公衆無線LAN設備であって、(1)及び(2)と一体となって整備されるもの

※(4) 携帯電話等の充電設備に設置する充電端子については、USB充電端子や充電コネクタなど携帯電話等の充電設備が対象となります（USB充電端子のみでも対象）。

7 助成対象経費（助成金交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、以下に掲げるものです。

費目	内容等
設計費	助成対象設備の設計等に要する経費をいう。
設備費	助成対象設備の購入等に要する経費をいう。
工事費	助成対象設備の設置工事に要する経費をいう。助成対象事業の実施に際し、バス停留所に設置されている既存の建築物等において必要となる当該建築物等の補強工事費を含む。
使用料及び賃借料	助成対象設備の使用に伴い生じるリース契約等に基づく費用をいう。

※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

※次の場合は、助成対象外とします。

- ① 公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費
- ② 助成対象事業に係る消費税及び地方消費税
- ③ 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

※助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとします。

※上屋型バス停本体及びポール型バス停本体に係る経費は助成対象となりません。ただし、太陽光発電設置等の助成対象設備の設置に伴うバス停本体の補強工事費は対象となります。

8 助成金の額 (助成金交付要綱第7条参照)

本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、都の予算及び下表に示す助成額総額の範囲内において、助成対象設備を設置する場所ごとに、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。）に下表に示す助成率を乗じた額とし、下表に示す額を上限額とします。

※助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合は、助成対象経費の額から当該助成金の額を控除します。

	建築物であるバス停への設置	建築物でないバス停への設置
助成率	3/4	3/4
上限額	4,500,000円	375,000円
助成額総額	-	36,000,000円

9 助成金の交付申請 (助成金交付要綱第8条参照)

(1) 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、助成金交付申請書（第1号様式）に事業実施計画書（第1-1号様式）、事業経費内訳書（第1-2号様式）及び別表1に掲げる書類を添付して、公社へ提出してください。

※ 助成金の申請は、道路占用、道路使用、電力系統への連系等に係る各種関係法令等の協議が終了し、設計（仕様）が固まった段階で申請して下さい。

※ 交付申請書の受付期間は、平成31年4月15日から平成31（2019）年12月27日までです。ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

※ 本助成事業への申請は、次の手順に従って行ってください。

① 申請者は、以下のホームページにアクセスし、申請に必要な様式をダウンロードし、必要事項の記入を行います。

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/bus-stop/index.html>

② 申請書に押印の上、その他の必要書類とともにファイルに綴じ、公社の窓口へ持参します。なお、ファイリング方法については、「25 申請書類の作成について」を参照してください。

また、申請書で使用する印鑑は、地方公共団体においては公印、その他の法人若しくは個人又はリース事業者においては実印である必要があります。また、申請書に押印の際、申請書上部余白に捨印（申請印と同様のもの）を押印してください。

※ 申請書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。助成金の審査手続き中に、公社からのお問い合わせの際に確認していただくことがあります。

※ 必要事項の確認のため、上記書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

- (2) 本事業を助成対象者と助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者で実施しようとする場合は、当該リース事業者及び当該リース契約等を締結した助成対象者が共同で交付申請を行ってください。
- (3) 本事業を道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に規定された一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者以外が行う場合には、当該許可を受けた者も共同で交付申請を行ってください。

10 助成金の交付決定（助成金交付要綱第 9 条参照）

公社は、申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合には、予算の範囲において助成金の交付を決定し、申請者に通知します。

※ 公社は、以下のいずれかに該当した場合は、助成金を交付しないものと決定し、当該申請者に通知します。

- (1) 申請内容の審査により、助成対象事業の内容が適当でないと認めたとき。
- (2) 申請者が法令に違反し、又はこの要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。

11 助成金交付の条件（助成金交付要綱第 10 条参照）

助成金の交付の決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件その他必要な条件が課されます。以下の条件をご理解いただき、承諾した場合のみ助成金の申請を行ってください（以下、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象事業者を「助成事業者」といいます）。

(1) 報告請求に応じること

助成事業者は、都又は公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求めたときには、遅滞なくこれに応じてください。

(2) 都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、バス停留所ソーラーパネル等の普及に関する取組の参考として、都又は公社から工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力してください。

(3) 都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者は、都又は公社のバス停留所ソーラーパネル等の普及に関する事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。

(4) 公社の効果検証に協力すること

助成事業者は、公社が助成事業の普及啓発効果について効果検証を行う際には、これに協力してください。

(5) リース料又は割賦販売価格からの減額

リース事業者が本助成金を受領する場合には、リース料又は割賦販売価格から本助成金に相当する金額を減額してください。

12 契約等(助成金交付要綱第 11 条参照)

- (1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札又は複数者からの見積書の徴収により、競争に付さなければならないこととします。
- (2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。(助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。)

13 助成事業の開始から完了まで (助成金交付要綱第 12 条から第 21 条参照)

(1) 助成事業の開始に伴う届出

- ① 助成事業者は助成事業の実施に当たり、入札等により当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、事業に着手した場合には、速やかに「助成事業開始届」(第 4 号様式)を作成し、別表 2 に掲げる必要書類を添付して公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒速やかに

- ② 助成事業の開始日は、公社が助成事業の交付を決定した日(交付決定日)以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結する(予定)日とします。

※ 助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

(2) 申請の撤回

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、「助成金交付申請撤回届出書」(第 5 号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒助成金交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内

(3) 助成事業の計画変更に伴う申請

- ① 助成事業者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について次のような変更の可能性が生じる場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」(第 8 号様式)を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

(ただし、助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。)

イ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

(ただし、交付決定額を超える変更は認められません。)

※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に該当します。

※ 変更申請に当たり、変更となった部分わかる資料を添付してください。

※ 軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

<軽微な変更の例>

- ・ 入札による助成事業に要する経費の減額（ただし、事業計画の内容に変更がないこと。）

② 公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成事業者へ通知します。

（４）事情変更による決定の取消し等

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

（５）債権譲渡の禁止

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

（６）工事遅延等の報告

① 助成事業者は、「事業実施計画書」又は「助成事業計画変更申請書」の内容に基づき、工事等を進捗させるよう努めなければなりません。やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書」（第 10 号様式）を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒速やかに

② 遅延等の理由及びその内容を審査し、認められた場合、公社は、助言や必要な措置をとりますので、助成事業者は指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われないことがあります。

（７）助成事業の廃止の報告

① 助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の廃止をしようとするときは、速やかに「助成事業廃止申請書」（第 11 号様式）を公社に提出し、承認を得る必要があります。

➤ 提出期限⇒速やかに

② 公社は申請内容を審査し、妥当であると認めるときは、事業の廃止の承認を行い、その旨を助成事業者へ通知します。なお、承認に当たり、公社は助成事業者に対し、必要に応じて条件を付す場合があります。

（８）助成事業の実績報告

① 助成事業者は、助成事業に係る事業が完了したときは、速やかに「実績報告書」（第 12 号様式）及び添付資料を公社に提出してください。なお、実績報告書の最終提出期限は、平成 32（2020）年 2 月 28 日までとします。

➤ 提出期限⇒速やかに

➤ 最終提出期限⇒平成 32（2020）年 2 月 28 日まで

② 助成事業の完了日は、設置工事、設備の試運転の完了及び助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日とします。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。

14 助成金の額の確定（助成金交付要綱第 22 条参照）

公社は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第 13 号様式）により通知します。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「16 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

15 助成金の交付（助成金交付要綱第 23 条参照）

- (1) 助成事業者は、「助成金確定通知書」を受けた後に、「助成金交付請求書」（第 14 号様式）を公社に提出してください。
- (2) 公社は、助成金交付請求書を受領した後、その内容及び添付された領収書等を確認し、妥当であると認められたものについて、助成金の支払いを行います。
- (3) 助成金交付請求書の内容が助成金確定通知書と違う場合は、助成金の支払いが行われないことがありますので、ご注意ください。

16 交付決定の取消し（助成金交付要綱第 24 条参照）

- (1) 助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。
 - ①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - ④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ⑤その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

<取消しの具体例>

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・ 交付決定日前に、発注、契約等を行っていた場合

- ・ 他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合

(2) 公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者へ通知します。

17 助成金の返還 (助成金交付要綱第 25 条参照)

助成事業者による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、次の措置が講じられることがあります。

- ① 交付決定の取消し、助成金等の返還及び違約加算金の納付
- ② 助成事業者等の名称及び不正内容の公表

なお、公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。

また、助成事業者は、公社から助成金返還請求を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」(第 15 号様式)により、公社へ報告する必要があります。

18 違約加算金 (助成金交付要綱第 26 条参照)

- (1) 「16 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。
- (2) 助成事業者は、上記(1)による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

19 延滞金 (助成金交付要綱第 27 条参照)

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額(違約加算金がある場合には違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。
- (2) 助成事業者は、上記(1)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

20 他の助成金等の一時停止 (助成金交付要綱第 28 条参照)

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

21 財産の管理及び処分(処分制限) (助成金交付要綱第 29 条参照)

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません（法定耐用年数…太陽光パネル：17 年、蓄電池：6 年。ただし、建材一体型の太陽光発電システムの場合には、個別に確認が必要です）。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書」（第 16 号様式）を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- (3) 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）」第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (4) 公社は、助成事業者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「財産等処分承認通知書」（第 17 号様式）により、助成事業者へ通知します。

22 助成事業の経理 (助成金交付要綱第 30 条参照)

- (1) 助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- (2) 助成事業者は、上記（1）の帳簿や根拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 6 年間保存する義務を負っていただきます。

23 調査、指導・助言 (助成金交付要綱第 31 条・第 32 条参照)

- (1) 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。

なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

24 個人情報の取り扱い (助成金交付要綱第 33 条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者、申請予定者又は助成事業者の個人情報について

ては、東京都が行うバス停留所ソーラーパネル等設置促進事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供するほか、その他の助成金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

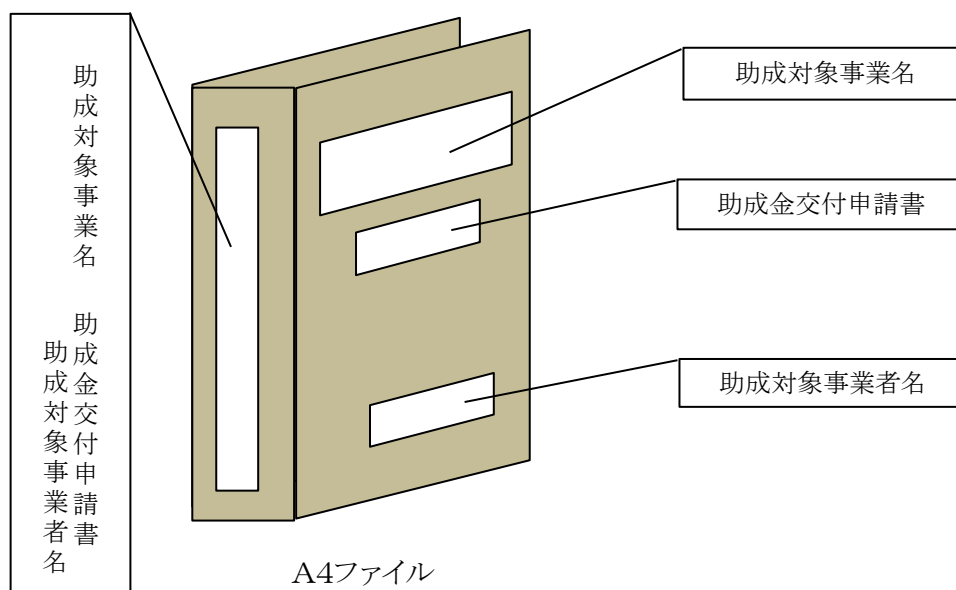
上記及び法令に定められた場合を除き、理事長は、申請者、申請予定者又は助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

25 申請書類の作成について

(1) ファイル作成時の注意事項

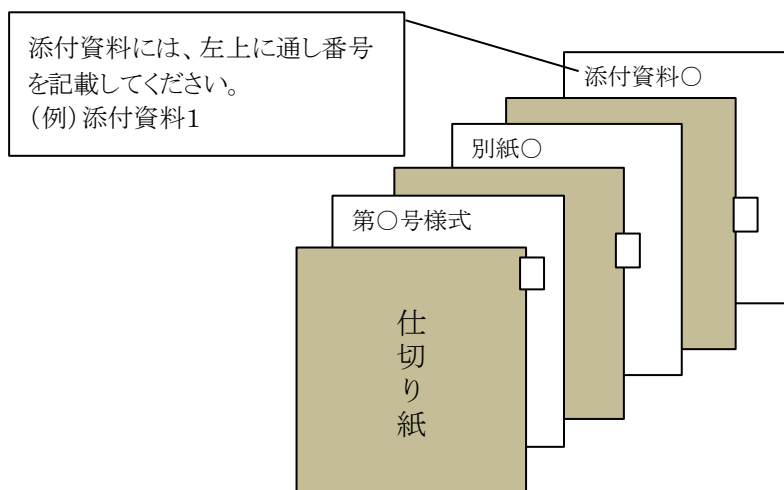
- ① 申請書類一式をA4サイズ(A3折りたたみ可、袋とじ不可)で片面印刷してください。
- ② 書類は、A4ファイルに綴じてください。
- ③ ファイルの表紙及び背表紙には、助成対象事業名と助成対象事業者名を記載してください。

<イメージ図>



- ④ ファイルに綴る各書類の前に、インデックスを付けた中仕切りを挿入してください。(書類自体には、インデックスをつけないでください。)
- ⑤ 申請書類は、「別表 交付申請に必要な書類」記載の順に綴ってください。

<イメージ図>



(2)書類提出先及びお問い合わせ先

<書類提出先>

書類の提出は、予め電話予約の上、下記住所へ持参にてお願いいたします。
(ご予約のない場合には、受付できかねる場合もございます。ご了承ください。)

電話:03-5990-5066

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10階

東京都地球温暖化防止活動推進センター 創エネ支援チーム

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業 担当

(3)様式一覧

 公社発行

様式	書式名称	交付要綱
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第1-1号様式	事業実施計画書	第8条
第1-2号様式	事業経費内訳書	第8条
第2号様式	助成金交付決定通知書	第9条
第3号様式	助成金不交付決定通知書	第9条
第4号様式	助成事業開始届	第12条
第5号様式	助成金交付申請撤回届出書	第13条
第6号様式	助成事業承継承認申請書	第14条
第7号様式	助成事業承継(承認・不承認)通知書	第14条
第8号様式	助成事業計画変更申請書	第15条
第9号様式	事業者情報の変更届出書	第17条
第10号様式	工事遅延等報告書	第19条
第11号様式	助成事業廃止申請書	第20条
第12号様式	実績報告書	第21条
第13号様式	助成金額確定通知書	第22条
第14号様式	助成金交付請求書	第23条
第15号様式	助成金返還報告書	第25条
第16号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
第17号様式	財産等処分承認通知書	第29条

別表第1 交付申請に必要な添付書類（交付要綱第8条関係）

様式番号	提出書類	注意点
添付資料1	見積書・発注内訳書	助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。 経費の区分（設計費、設備費等）及び助成対象経費が明確に分かる発注内訳書を提出してください。
添付資料2	助成対象設備リスト	機器の仕様、メーカー名、型式等が確認できるものを提出してください（対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください）。
添付資料3	助成対象設備の機器仕様図	設置機器の機能・能力が明記されているものを添付してください。
添付資料4	システム系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが分かるように記載してください。 ・助成対象外設備がある場合には、助成対象設備と助成対象外設備を色分けして記載してください。 ・バス停留所の照明等において、電力系統からの電気よりも太陽光発電システムからの電気を優先的に利用すること、また、当該太陽光発電システムは停電時にも電気供給を継続するものであることが分かるように記載してください。
添付資料5	設置場所の平面図	設置場所の概要が分かる図面とともに、設置場所の縮尺が分かる詳細図面を添付してください。
添付資料6	太陽光発電システムからの電気をバス停留所に利用している旨の表示のイメージ図	交付要綱第4条第3項において、太陽光パネルがバス停留所の利用者から視認できない場合に、表示の文言・設置箇所等が分かるものを提出してください。
添付資料7	工事に係る工程表	工事スケジュールが分かるものを添付してください。
添付資料8	利用許可書、賃貸借契約書等の写し	助成対象者と助成対象設備を設置するバス停留所の所有者が異なる場合に提出してください。
添付資料9	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等が分かる資料	確認済証、道路占用許可書、道路使用許可書、屋外広告物許可書（屋外広告物の許可が必要な広告物を伴う場合）、その他必要な協議に関する書類を提出してください。

添付資料 10	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
添付資料 11	助成対象事業を行うバス停留所が複数のバス事業者が使用するバス停留所である場合、他のバス事業者が助成対象事業の実施に同意していることが分かる書類	当該バス停留所を利用するすべてのバス事業者の同意を取り、それが確認できる書類を提出してください。
添付資料 12	印鑑証明書	<p>リース事業者が提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類に押印した印鑑のもの ・発行から3ヵ月以内のもの ・原本であること <p>・リース事業者が交付申請後に決定した場合には、決定次第、追加提出してください。</p>
添付資料 13	納税証明書(直近1か年分)	<p>リース事業者が提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税及び地方税の納税状況が確認できるもの <p>・リース事業者が交付申請後に決定した場合には、決定次第、追加提出してください。</p>
添付資料 14	会社・団体概要	<p>リース事業者が提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社・団体の事業内容が確認できるもの(パンフレット・事業案内等) <p>・リース事業者が交付申請後に決定した場合には、決定次第、追加提出してください。</p>
添付資料 15	その他公社が必要と認める書類	必要な場合に提出してください。

別表第2 事業開始時に必要な添付書類（交付要綱第12条関係）

様式番号	提出書類	注意点
添付資料1	見積書若しくは入札経過調書	見積書の場合には、選定方法の確認のため、徴取した全社の見積書を提出してください。
添付資料2	リース契約書及びリース計算書(写)	リース契約を行う場合に提出してください。助成金交付先がリース事業者の場合には、リース料から助成金相当分を減額してください。
添付資料3	工事契約書(写)	契約した設計、購入、工事会社の見積書の写しを提出してください。
添付資料4	納入仕様書(写)	設置する機器の仕様が分かる書類を提出してください。
添付資料5	工事に係る工程表	工事スケジュールが変更になった場合に添付してください。
添付資料6	その他公社が必要と認める書類	必要な場合に提出してください。

別表第3 実績報告時に必要な提出書類（交付要綱第21条関係）

様式番号	提出書類	注意点
添付資料1	検収調書(写)	助成事業者が地方公共団体である場合に、助成対象設備設置工事に関する検収調書の写しを提出してください。
添付資料2	竣工図及び納品書(写)	助成対象設備の竣工図面及び納品書の写しを提出してください。
添付資料3	工事記録写真	助成対象設備の工事中及び工事完了後の設置状況を示す写真を撮影し、提出してください。
添付資料4	試運転結果報告書(写)	助成対象設備の試運転結果報告書の写しを提出してください。
添付資料5	助成対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類	助成対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類として、以下を提出してください。 ①契約書(写) ②完了届(写)及び納品書等の写し ③請求書(内訳明細書を含む)及び領収書等、助成対象経費全額を支出完了したことを示す書類 ④支出命令書(写)(出納部局の執行済み印が押印されていること)
添付資料6	リース契約書及びリース計算書(写)	リース契約を行う場合に提出してください。助成金交付先がリース事業者の場合には、リース料から助成金相当分を減額してください。
添付資料7	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等(写)	・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、ご相談ください。
添付資料8	その他公社が必要と認める書類	必要な場合に提出してください。

事業実施計画書

1 助成対象者名及び助成対象事業名	
助成対象者名： 助成対象事業名：	
2 設置場所（住所表示）及びバス停留所名	
設置場所： バス停留所名：	（バス路線名： 設置場所を記入し、平面図を添付してください
3 当該バス停留所及び路線全体の乗降客数	
当該バス停留所の乗降客数： 人/年 当該バス停留所の路線全体の乗降客数： 人/年	普及啓発の効果を判断するため、ご記入ください
4 設備の概要等	
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等の設置場所 <input type="checkbox"/> 建築物への設置 <input type="checkbox"/> 建築物以外への設置 ・太陽光発電容量 kW ・蓄電池容量 kWh ・太陽光発電の普及啓発となる設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・携帯電話等の充電設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・公衆無線LAN設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・バス停留所の利用者からの太陽光パネルの視認 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない ・太陽光発電システムからの電気を電力系統からの電気よりも優先的に利用します <input type="checkbox"/> ・本申請に係る上記の設備を設置するバス停留所について下記のとおり関係者との協議が終了し、設置についての了承を得ています。 <input type="checkbox"/> ○道路占用関係 済・不要 ○交通使用関係 済・不要 ○関係自治体 済・不要 ○地下埋設関係（ ） 済・不要 ○その他（地域住民等）（ ） 済・不要 	
該当する方に○をつけ、()内に必要事項を記入してください	
うち補助金申請額 _____	※対象事業に他の助成金等の充当はありません <input type="checkbox"/>
該当する場合、ボックスにチェックを入れてください。	
6 請負会社の選定方法	
<input type="checkbox"/> 見積合わせ <input type="checkbox"/> 指名競争入札	該当のボックスにチェックを入れてください
7 携帯電話等の充電設備を設置する場合の充電端子	
<input type="checkbox"/> USB <input type="checkbox"/> Lightningコネクタ <input type="checkbox"/> microUSB(タイプB) <input type="checkbox"/> FOMA対応の携帯電話に用いる端子 <input type="checkbox"/> CDMA対応の携帯電話に用いる端子 <input type="checkbox"/> その他()	
該当のボックスにチェックを入れてください	
8 リース使用の有無	
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	該当のボックスにチェックを入れてください
該当のボックスにチェックを入れてください	
<input checked="" type="checkbox"/> 有の場合の助成金の支給対象 <input type="checkbox"/> バス整備事業者 <input type="checkbox"/> リース事業者	

（備考）用紙は、日本工業規格A列4番とする。

事業経費内訳書

単位：千円

	区分	発注額 (a)	他助成額 (b)	控除後 (a-b-c)	上限額 (d)	仮助成申請額 (d)
(ア) 対象経費	設計費					
	設備費					
	工事費					
	使用料・賃借料					
	消費税相当額(c)					
	合計	0		0	6,000	0
(イ) 対象外経費	設計費					
	設備費					
	工事費					
	使用料・賃借料					
	消費税相当額					
	合計	0				0
仮助成申請総額						0
助成事業者当たりの助成上限額						6,000
助成金交付申請額						0

経費の区分ごとに分けて記入してください。

※対象機器ごとに、(ア)対象経費及び(イ)対象外経費に分けて記入してください。

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

(助成事業者)

住 所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名 称 〇〇株式会社

代表者の
職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表
者印

(共同申請の場合は併記)

住 所 東京都墨田区△△2-2-2

名 称 株式会社△△

代表者の
職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表
者印

交付決定通知書の右上に記載
されている日付・番号を記入して
ください。

代表者印を押印してください。

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成事業開始届

〇〇年〇月〇〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付決定の通知を受けた
事業について、事業を開始したので、バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成31
年3月12日付30都環公総地第2052号)第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

交付決定通知書に記載されている助成
事業の名称を記入してください。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇バス停留所 ソーラーパネル設置事業 (〇〇〇〇〇〇〇)
工事期間	着 手 年 月 日 : 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 完 了 予 定 年 月 日 : 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・工事契約書(写) ・納入仕様書(写) ・工事に係る工程表

交付決定通知書に記載されている交付決定
番号を記入してください。

添付書類名を記入してください。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

(助成事業者)

代表者印を押印してください。

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1
名称 〇〇株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2
名称 株式会社△△
代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

代表者印を押印してください。

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業事業者情報の変更届出書

〇〇年 〇月 〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付決定の通知を受けた事業について、事業者情報等に変更が生じたため、バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成31年3月12日付30都環公総地第2052号)第17条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業 (〇〇〇〇〇〇)	
変更事項 (該当のものに○)	変更前 (変更事項のみ記載)	変更後 (変更事項のみ記載)
1 法人登記住所の変更		
2 組織変更(株式会社化など)		
3 代表者変更		
4 その他		

交付決定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

変更事項について、変更前・変更後の内容をご記入ください

(注) 本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること(履歴事項全部証明書、定款等)。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年〇月〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

届出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

(助成事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名称 〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2

名称 株式会社△△

代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

交付決定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業実績報告書

〇〇年〇月〇〇日付〇〇都環公地温第〇〇〇号で交付決定の通知を受けた事業について、事業が完了したので、バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成31年3月12日付30都環公総地第2052号)第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

交付決定通知書に記載されている助成事業の名称を記入してください。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業 (〇〇〇〇〇〇)
助成金交付決定額	(1) 助成事業に要する経費 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税込) (2) 助成対象経費 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税込) (3) 助成金交付決定額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
事業実施期間	着手年月日: 〇〇年〇月〇日 完了年月日: 〇〇年〇月〇日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業経費内訳 ・補助対象設備の機器リスト ・工事にかかる工程表 ・工事写真 ・試運転結果報告書 ・補助対象経費の積算根拠資料 ・補助対象経費の積算のとおり事業が完了したことを示す書類 <p>添付した書類を記入してください。</p>

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

(助成事業者)

住 所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名 称 〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印 (印)

(共同申請の場合は併記)

住 所 東京都墨田区△△2-2-2

名 称 株式会社△△

代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印 (印)

代表者印を押印してください。

助成金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付請求書

〇〇年 〇月 〇〇日付 〇〇都環公地温第 〇〇〇号で交付額確定の通知を受けた事業について、バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成31年3月12日付30都環公総地第2052号)第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇バス停留所 ソーラーパネル設置事業 (〇〇〇〇〇〇)
交付請求額	金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

助成金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

助成金額確定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

助成金額確定通知書に記載されている確定額を記入してください。

(助成金振込先)

金融機関名	カタカナ	マルマルマルマルマルマルマルギンコウ			
	漢字	〇〇〇〇〇〇銀行			
支店名	カタカナ	サンカクサンカクサンカクシテン			
	漢字	△△△支店			
金融機関コード	〇 〇 〇 〇	支店コード	〇 〇 〇	預金種類 (該当項目に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 マルマルマル カブシキガイシャ				
口座番号 (右詰)	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇				

該当する預金の種類に✓を入れてください。

振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を必ず添付してください。

(注) 振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を添付すること。

(日本工業規格A列4番)

〇〇年 〇月 〇日

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

提出日を記入してください。

代表者印を押印してください。

(助成事業者)

住所 東京都新宿区〇〇1-1-1

名称 〇〇株式会社

代表者の職・氏名 代表取締役社長 運輸 太郎

代表者印

(共同申請の場合は併記)

住所 東京都墨田区△△2-2-2

名称 株式会社△△

代表者の職・氏名 代表取締役社長 路線 次郎

代表者印

助成金額確定通知書の右上に記載されている日付・番号を記入してください。

代表者印を押印してください。

バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金返還報告書

〇〇年 〇月 〇〇日付 〇〇 都環公地温第 〇〇〇 号で交付額確定の通知を受けた事業

について、助成金を返還しましたので、バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業助成金交付要綱(平成31年3月12日付30都環公総地第2052号)第25条第3項の規定に基づき、報告します。

記

助成金額確定通知書に記載されている補助事業の名称を記入してください。

助成事業の名称 (交付決定番号)	〇〇バス停留所 ソーラーパネル設置事業 (〇〇〇〇〇〇)	
既に交付を受けている 助成金額	金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
返還を請求された 年月日及び金額	〇〇年 〇月 〇〇日 金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
返還した 年月日及び金額	〇〇年 〇月 〇〇日	(1) 返還金 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (2) 加算金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円 (3) 延滞金 金 〇〇〇, 〇〇〇 円
添付資料	・加算金及び延滞金の算出根拠資料	
未納返還金額	(1) 返還金 金	〇 円
	(2) 加算金 金	〇 円
	(3) 延滞金 金	〇 円

(日本工業規格A列4番)

よくあるご質問 (Q&A)

<助成対象事業等について>

Q1 バス停留所への太陽光発電のみの設置は助成対象となりますか。

A 本事業においては、太陽光発電及び蓄電池の設置が要件となっており、太陽光発電又は蓄電池どちらかの設置のみでは対象となりません。

Q2 太陽光発電の余剰売電は可能ですか。

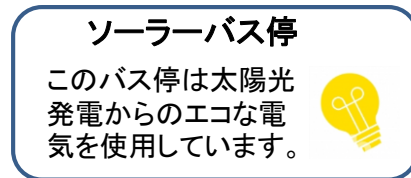
A バス停留所の設備への電力供給を満たしても、なお余剰電力がある場合に売電は可能です。ただし、余剰電力を売電する場合も固定価格買取制度 (FIT) 認定を受けることは認められません。また、バス停留所の設備に供給せず、売電それ自体を目的として太陽光発電を設置することは認められません。

Q3 太陽光パネルがバス停留所の利用者から視認できる又は太陽光発電システムの電気を利用している旨の表示をする必要があるとのことですが、それぞれのイメージを示してください。

A イメージ図は次のとおりです。



パネル部分が下から見えている



太陽光パネルがバス停留所の利用者から視認できる例 太陽光発電システムの電気を利用している旨の表示例

Q4 電力系統とつながっているバス停留所への設置も助成対象になりますか。

A 助成対象になります。

Q5 電力系統につながっていないバス停留所への設置も助成対象となりますか。

A 助成対象となります。

Q6 バス停留所における一部の照明は電力系統からの電気のみを利用し、他の照明は太陽光発電からの電気を利用する設計とすることは可能ですか。

A バス停留所における電気回路を太陽光発電用と電力系統用に分離することは原則できません。バス停留所の電気設備容量が、太陽光発電の発電量を上回ることが想定される場合には、電力系統と連系すれば電気の不足はなくなります (電力系統との連系は一般送配電事業者との協議が必要です)。

Q7 広告料収入を得ている広告付きのバス停留所の場合でも助成対象となりますか。

A 助成対象となります。

Q8 上屋型ではなく、ポール型のものも助成対象となりますか。

A 平成 30 年度より建築物でないポール型の停留所も対象となりました。

Q9 高速バスのみ停車するバス停留所は助成対象となりますか。

A 都内にあるバス停留所で、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行において利用されているものであれば、助成対象となります。ただし、高速道路上にあるバス停留所など太陽光発電の普及啓発効果が見込まれないものは、対象外となります。

Q10 利用者の少ないバス停留所も助成対象となりますか。

A バス路線内で、より普及啓発効果の高いバス停留所に設置いただくことを想定しています。

<助成対象経費について>

Q11 据え置き型の太陽光パネル及び蓄電池をバス停留所付近に設置する場合、助成対象となりますか。

A 助成対象となるためには、太陽光発電及び蓄電池が上屋型バス停留所又はポール型バス停留所に付帯して設置される必要があります。確認が必要ですので、個別に相談してください。

Q12 バス停留所の上屋の屋根と一体となった建材一体型の太陽光パネルを設置する場合、助成対象となりますか。

A 建材一体型の太陽光パネルについては、太陽光パネルとして助成対象となります。ただし、上屋本体の躯体等は助成対象となりません。助成対象経費を切り分けて申請してください。

Q13 バス接近表示システムにおいて、バス情報と併せ、太陽光発電の発電量を表示して太陽光発電の普及啓発も行う場合、システム全体の経費が助成対象経費になりますか。

A 太陽光発電の発電量表示設備は、太陽光発電の普及啓発設備として助成対象となります。しかし、バス接近表示システムにおいて併せて発電量表示を行う場合、発電量表示以外にも様々な機能が付加されていると想定され、発電量表示としては過剰である可能性が高いと思われます。過剰となるかについては個別判断となりますので、ご相談ください。

Q14 蓄電池などの助成対象設備が経年劣化等により買い替えの必要が生じた場合、買い替えに要する費用は助成対象となりますか。

A 助成対象とはなりません。

Q15 Wi-Fi を取り付けたいのですが、助成対象になりますか。

A 太陽光発電及び蓄電池と一体として設置する Wi-Fi は助成対象となりますが、Wi-Fi のみの設置は対象となりません。

Q16 Wi-Fi を設置する場合、ランニング経費は助成対象となりますか。

A ランニング経費は助成対象とはなりません。

Q17 Wi-Fi を設置する場合、電波の中継のための機器は助成対象となりますか。また、バス停留所に有線で通信回線を引く場合の当該回線等に係る経費は助成対象となりますか。

A バス停留所と離れたアンテナ等の中継機は助成対象とはなりません。また、バス停留所に有線で通信回線を引く場合の当該回線等に係る経費も助成対象とはなりません。

Q18 太陽光発電及び蓄電池と一体として携帯電話等の充電設備を設置する場合、助成対象とするには、Lightning コネクタ、microUSB(typeB)端子、FOMA 対応端子及び CDMA 対応端子全ての充電端子を設置する必要がありますか。

A 全ての充電端子を設置する必要はありませんが、多くの方に利用可能なものが望まれます。なお、USB 充電端子のみの設置でも助成対象となります。

Q19 定期的な点検や蓄電池の交換など保守・メンテナンスに係る経費は助成の対象になりますか。

A 本事業の助成対象経費は、設計費、設備費、工事費、使用料及び賃借料であり、保守・メンテナンスに係る経費は助成対象となりません。

Q20 既設のバス停を建て替えて太陽光発電を設置する場合、当該撤去費用は助成対象となりますか。

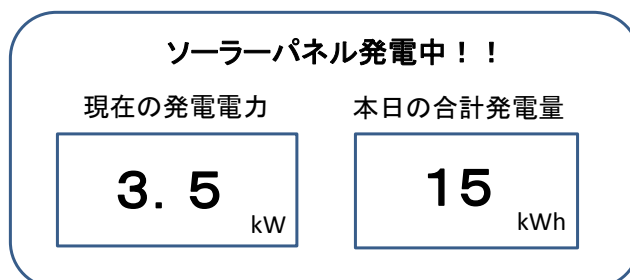
A 撤去費用は助成対象となりません。

Q21 バス停留所を新築します。躯体の設備費や工事費は助成対象となりますか。

A 本事業における助成対象設備は、太陽光発電及び蓄電池等であり、上屋型もポール型も躯体などバス停留所本体の設備費や工事費は助成対象となりません。ただし、太陽光発電や蓄電池の設置に伴う既存バス停留所の補強工事は対象になります。

Q22 「太陽光発電の普及啓発となる設備」とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、太陽光発電の発電量が表示される設備などが想定されます。



太陽光発電の発電量が表示される設備のイメージ図

Q23 リースでの設置を考えているが、助成対象経費についての考え方を教えてください。

A リース事業者へ助成金を支払う場合には、助成対象設備の設計費、設備費、工事費が対象になります（リース料に含まれる金利相当額等や消費税は対象外）。

バス停留所を整備する事業者へ助成金を支払う場合には、実績報告書の提出（提出期限：平成32（2020）年2月28日まで）までに支払完了しているリース料（消費税除く）が対象になります。ただし、リース料に保守・メンテナンス経費が含まれる場合、当該経費は助成対象とはなりません。

Q24 LED照明は助成対象になりますか。

A LED照明は助成対象とはなりません。

<その他>

Q25 太陽光発電からの電気を照明等に使うと夜間や停電時に照明が切れてしまうことや暗くなることはありませんか。

A 太陽光発電からの電気は、蓄電池により蓄電され電力供給が行われるため、夜間や雨天時にも照明が切れることや暗くなることはありません（設計上、時間帯等により省エネのため照明を暗くするという仕様を採用しているバス停はあります。）。また、電力系統につながったものであれば、蓄電池の蓄電残量が無くなったとしても電力系統の電力を利用可能な設計にしておけば、照明等において停電や暗くなることはありません。

Q26 予算額が決められていますが、助成を受けることができる者は先着順ですか。それとも、今年度の申請を全て受け付け、予算額を超えた場合は各助成額を減らす調整を行うのでしょうか。

A 申請書が受理された日をもとにして先着順での受付となります。申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

Q27 特定の太陽光パネルを設置したいのですが、その太陽光パネルを指定して競争入札により導入した場合、助成対象となりますか。

A 太陽パネルを指定することは可能ですが、設置工事を請け負う事業者は、必ず入札又は複数見積もりにより決定してください。